

# 平成28年度東かがわ市子どものための 教育・保育に関する利用者負担額一覧表 1号認定

幼稚園・認定こども園<教育標準時間>

別表第1（第2条関係）

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

月の初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	（単位 円）
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
B 1	市民税非課税世帯	母子、父子家庭及び 在宅障害児(者) のいる世帯
B 2		上記の世帯に該当しない世帯
C	市民税課税世帯	所得割の額のない世帯
D		所得割課税世帯

備考

1 同一世帯に2人以上の小学校第3学年までの子どもがいる場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもがいる際には、同表第2欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 幼稚園又は認定こども園（教育利用に限る。以下この表において同じ。）に入園している小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	利用者負担額基準額表に定める額
イ 幼稚園又は認定こども園に入園しているア以外の小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	利用者負担額基準額表×0.5
ウ 幼稚園又は認定こども園に入園しているア及びイ以外の小学校就学前子ども	0円

2 現に扶養する子が3人以上いる世帯で、幼稚園若しくは認定こども園（教育標準時間利用に限る。）に入園する第3子以降の子のうち、1の表ウに該当する小学校就学前子どもを除く子どもの利用者負担額を免除する。

平成28年度東かがわ市子どものための  
教育・保育に関する利用者負担額一覧表 **2号認定**

保育所（園）・認定こども園3歳以上児＜保育標準時間または保育短時間＞

別表第2（第2条関係）

法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

月の初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） （単位 円）				
階層区分	定義	3歳児		4、5歳児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0		0		
B 1	非課税世帯 母子、父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	0		0		
B 2		5,000		5,000		
C 1	課税世帯 所得割の額のない世帯	10,000		10,000		
D 1	A階層を除き、入所日の属する年度において、8月以前に入所の場合は前年度分を9月以降の入所の場合は現年度の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上 13,000円未満	14,000	13,900	12,000	11,000
D 2		13,000円以上 26,000円未満	15,000	14,700	14,000	13,000
D 3		26,000円以上 48,600円未満	16,000	15,600	15,000	14,000
D 4		48,600円以上 97,000円未満	24,000	23,600	20,000	18,000
D 5		97,000円以上 114,000円未満	29,000	28,500		
D 6		114,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500		
D 7		169,000円以上 188,000円未満	34,000	33,400		
D 8		188,000円以上 301,000円未満	35,000	34,400		
D 9		301,000円以上				

備考

1 この表の4、5歳児の区分に該当する小学校就学前子どもが、次の表に掲げる利用を選択した場合には、利用者負担額から同表第2欄の額を減額する。

第1欄			第2欄 (円)
内容	区分	階層	
土曜日を 利用しない場合	保育標準時間	D1～D3	1,000
		D4～D9	2,500
	保育短時間	D1～D3	1,000
		D4～D9	2,000
短縮時間を選択した 場合（午前8時30分 から午後6時まで）	保育標準時間	D1～D3	1,000
		D4～D9	1,500

2 B2階層からD7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所若しくは入園又は地域型保育若しくは児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所若しくは認定こども園（保育利用に限る。）に入所若しくは入園又は地域型保育を利用している際には、同表第2欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記に掲げる施設を利用している小学校就学前子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	利用者負担額基準額に定める額
イ 上記に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	利用者負担額基準額表×0.5
ウ 上記に掲げる施設を利用しているア及びイ以外の小学校就学前子ども	0円
（注）10円未満の端数は切り捨てる。	

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯で、保育所若しくは認定こども園（保育利用に限る。）に入所若しくは入園又は地域型保育を利用する第3子以降の子のうち、2の表ウに該当する小学校就学前子どもを除く子どもの利用者負担額を免除する。

4 1に規定する利用を選択した場合において、2の表イに該当する場合の利用者負担額は、次の計算をして得た額とする。

（利用者負担基準額 - 1の表に規定する額）×0.5

平成28年度東かがわ市子どものための  
教育・保育に関する利用者負担額一覧表 **3号認定**

保育所（園）・認定こども園3歳未満児＜保育標準時間または保育短時間＞

別表第3（第2条関係）

法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

月の初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）（単位 円）					
階層区分	定義	0歳児		1、2歳児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0		0			
B 1	非課税世帯	母子、父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯		0			
B 2		上記の世帯に該当しない世帯		8,000			
C 1	課税世帯	所得割の額のない世帯		12,000			
D 1	A階層を除き、入所日の属する年度において、8月以前に入所の場合は前年度分を9月以降の入所の場合は現年度の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上 13,000円未満		16,000	15,800	16,000	15,800
D 2		13,000円以上 26,000円未満		18,000	17,700	17,000	16,700
D 3		26,000円以上 48,600円未満		19,000	18,600	18,000	17,600
D 4		48,600円以上 97,000円未満		27,000	26,500	24,000	23,600
D 5		97,000円以上 114,000円未満		34,000	33,400	31,000	30,500
D 6		114,000円以上 169,000円未満		40,000	39,400	36,000	35,400
D 7		169,000円以上 188,000円未満		46,000	45,300	43,000	42,300
D 8		188,000円以上 301,000円未満		53,000	52,200	50,000	49,200
D 9		301,000円以上		60,000	59,100	54,000	53,100

備考

1 B 2階層からD 7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所若しくは入園又は地域型保育若しくは児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所若しくは認定こども園（保育利用に限る。）に入所若しくは入園又は地域型保育を利用している際には、同表第2欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記に掲げる施設を利用している小学校就学前子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	利用者負担額基準額に定める額
イ 上記に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	利用者負担額基準額表×0.5
ウ 上記に掲げる施設を利用しているア及びイ以外の小学校就学前子ども	0円
（注）10円未満の端数は切り捨てる。	

2 現に扶養する子が3人以上いる世帯で、保育所若しくは認定こども園（保育利用に限る。）に入所若しくは入園又は地域型保育を利用する第3子以降の子のうち、1の表ウに該当する小学校就学前子どもを除く子どもの利用者負担額を免除する。